

1 基本方針策定の意義

板橋区立板橋第六小学校の学校いじめ防止対策基本方針は、本校におけるいじめ問題を克服し、児童が安心して学校生活を送ることができるように、いじめ防止対策推進法や東京都いじめ防止対策推進条例、板橋区いじめ防止対策基本方針等に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を効果的に推進するために定めるものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。

3 具体的ないじめの態様例

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠される、盗まれる、ひどく汚される、壊される、捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷の書き込み等の嫌なことをされる など

4 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。したがって、いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

5 いじめ問題への基本的な考え方

「いじめは、どの児童にも、どの学級でも起こり得る」との認識に立ち、学校は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には『いじめの芽の見逃しゼロ』『いじめに気付いての見過ごしゼロ』『いじめが起こったの見送りゼ

ロ』を徹底して推進する。児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として、保護者・地域・関係諸機関と連携して取り組む。

(1) いじめを生まない、許さない学校をつくる

児童がいじめについて深く考え理解するための取組として、「特別の教科道徳」の授業、代表委員会による主体的な取組への支援などを通じて、児童がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促す。

(2) 児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動を促す

いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

また、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童の主体的な取組を支援する。

(3) 教員の指導力向上と組織的な対応を図る

いじめに関する研修を実施し、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 保護者・地域・関係諸機関と連携して取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者・地域・関係諸機関と連携し、板橋区民が総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組めるように促す。

保護者はその保護する児童がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には学校に速やかに連絡・相談するなど、学校のいじめ防止の取組に協力をするよう要請する。

6 いじめ防止等への取組

学校は板橋区教育委員会と連携して、未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

(1) 未然防止

- ・校長講話や全職員の児童への関わりを通して、「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」という学校風土を醸成する。
- ・人権教育及び道徳教育の充実、体験活動、縦割り班活動、読書活動などの推進を通して、いじめに向かわない態度と能力を育成する。また、プレッシャーをはね除けられる、心身共にたくましい児童を育てる。児童の自尊感情や自己有用感を高めたり、児童相互で認め合い支え合うことのよさを味わわせたりすることで、

いじめをしようとする心に自らブレーキをかけられる児童へと育てる。

- ・障害（発達障害を含む）外国籍、性同一性障害、被災児童等、配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する指導を組織的に行う。
- ・児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるように、また周囲の児童がいじめを見て見ぬふりをしないようにするため、「特別な教科道徳」の授業や特別活動において、年間3回以上は全ての学級で「いじめ防止に関する授業」を実施し、年に1回以上は土曜授業プランで授業を公開する。
- ・児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ・学校は、児童が発する「いじめられているサイン」を見逃すことがないように、また迅速かつ適切な対応ができるよう、年間3回のいじめアンケートを実施する。・保護者会や学校だより、ホームページ等を通じて、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者や地域住民に説明する。
- ・学校だよりや個人面談などを通して、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ・児童及び保護者を対象とした、いじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動を推進する。板六小 SNS ルールを作成し、携帯電話等の適切な使い方を指導する。また、保護者に対して、①携帯電話の必要性和危険性について児童としっかり話し合い、必要がない限り持たせることがないようにする②持たせる場合には、利用に関する家庭内でのルールをつくり、それを徹底する③特に、フィルタリングについてはその必要性を理解・認識し、児童が利用する携帯電話等には必ず設定する、などについて啓発していく。

（２）早期発見

- ・学級担任は朝の会や終わりの会、学級活動や休み時間などの様々な機会を通じて、児童に話しかけたり様子を観察したりして、いじめの早期発見に努める。
- ・毎月末にいじめに関する月例調査を行うことで、いじめの疑いも含め、早期発見・早期対応に努める。また、月例調査に一度でも名前が挙がった児童については継続的に見守っていく。
- ・6月、11月、2月のふれあい月間を「いじめ防止強化月間」とし、アンケート方式による調査を全児童対象に行う。また、「いじめ発見のチェックシート」や「いじめ実態調査」等を通して、早期のいじめの実態把握と児童がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- ・保健室や相談室等の利用、「いじめ電話110番」の周知等を通して、いじめの相談をしやすい体制を整備する。
- ・毎週金曜日に実施する生活指導夕会等を活用し、全職員にいじめに関する情報が共有できるようにする。
- ・保護者や児童によっては、教員よりもスクールカウンセラーの方が相談しやすい場合もある。そこで、年度始めにスクールカウンセラーを保護者会や児童朝会で紹介したり、第5学年児童を対象にした全員面接と全児童を対象にした個別面接を実施したりして、保護者や児童が躊躇なく相談できる環境をつくる。
- ・あいキッズ、児童館、子ども見守り隊、スクールガード、学童擁護員、民生・児童員等との連携を通して、いじめに関する情報が速やかに学校に入ってくるよう

にする。

- ・学校は幼稚園の指導要録や保育園の保育要録を受け取る際に、幼稚園や保育園でのいじめの状況とその対応、人間関係などについての情報を収集する。

(3) 早期対応

- ・教育的配慮の下、教員は毅然とした態度でいじめた児童に指導する。
- ・教員はいじめを見ていた児童が、自分の問題として捉えられるように指導する。
- ・いじめを発見した場合に、特定の教職員が一人で抱え込まずに速やかな組織対応を行う。

【学校いじめ・不登校対策委員会】の設置

○構成…校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、専科1名、（該当学年主任他）

- ・月例調査を基にいじめについての情報を収集・発信し、情報を全職員で共有する。

- ・被害児童の支援方法を協議し、被害児童を支援する。

状況に応じて、児童と保護者にスクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。また、状況に応じて、被害児童の保護者に説明する。

- ・加害児童の指導方法を協議し、加害児童を指導する。また、必要に応じて、加害児童の保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラーを活用して加害児童への指導と保護者への助言を行う。

- ・加害児童の抱える問題を確認するとともに、その解決に向けて保護者の協力を得ながら対応していく。

- ・周囲の児童へのケアを協議し、ケアを行う。

- ・毎月1回以上は委員会を開催し、いじめ・不登校に関する情報交換を行う。

- ・いじめ・不登校防止に関する方針や調査、研修を企画し、推進する。

- ・いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。学校は必要に応じて、授業中や休み時間などは複数の教員で児童の安全を確保したり、保護者や地域と連携して登下校時の付き添いを実施したりするなど、いじめから守る取組を継続的に行う。
- ・いじめられた児童が、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・保護者会を開催し、保護者との情報を共有する。
- ・状況に応じて、板橋区教育委員会や指導室、「いじめ対策アドバイザー」、学校緊急対応チーム「START」、板橋区子ども家庭総合支援センター等の関係諸機関、専門家と連携・相談をして対応する。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめに係る行為が、3 か月を目安に止んでいることと、被害児童が心身の苦痛を感じていないことの要件を満たされていじめの解消と判断する。ただし、解消の状態に至った場合でも、日常的に注意深く観察していく。

(4) 重大事態への対処

- ・重大事態発生について、板橋区教育委員会に報告する。
- ・学校は積極的に説明責任を果たす必要があり、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることで事態が混乱しないようにする必要があるため、板橋区教育委員会との連携協力の下、「いじめ対策緊急保護者会」を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明する。
- ・P T Aの役員等が、被害・加害児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、学校はP T A役員等に情報提供するなど、積極的にP T Aとの連携を図り、必要に応じて協力を依頼する。
- ・暴行や金銭強要等の犯罪行為、児童虐待などが疑われる場合は、被害児童を守るとともに周囲の児童に被害が拡大しないように速やかに板橋警察署へ通報・相談し、円滑に対応できるように北児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。
- ・被害児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が見守る体制を構築し、被害児童の情報共有を必ず朝・夕2回以上実施する。また、被害児童が帰宅した後も、教員が保護者に電話をして様子を確認するなど、積極的に状況を把握する。
- ・スクールカウンセラーと情報を共有して、授業観察やカウンセリングを積極的に行う。また、被害児童の保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。
- ・状況に応じて、加害児童を被害児童が使用する教室以外の場所で学習させるなど、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめが原因で被害児童が不登校になった場合は、保健室登校や適応指導教室への通級などを促すなどの緊急措置を行う。
- ・加害児童への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害児童や周囲の児童の学習が妨げられる場合には、板橋区教育委員会の立ち合いの下で校長が加害児童及びその保護者に厳重注意を行う。また、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを行い続ける場合には、その児童の保護者に対して出席停止を命じる等の必要な措置を講じられるよう、板橋区教育委員会に働きかける。なお、事前に板橋区教育委員会の「スクールローヤー制度」を活用したり、東京都教育相談センターに設置している「いじめ等の問題解決支援チーム」などに相談したりして、法的な観点から問題がないかを確認しておく。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施したり、板橋区教育委員会が行う調査に協力したりする。
- ・重大事態の調査結果についての東京都の調査に協力する。

(5) 点検と改善

- ・未然防止や早期対応等の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、アンケート調査や児童の欠席日数などで点検したりする。
- ・点検の結果、成果が上がっていない場合は、**学校いじめ・不登校対策委員会**でどのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うのかを検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。